

静岡県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県規則第13号

静岡県財務規則の一部を改正する規則

静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(収支の振替)</p> <p>第90条 次の各号に掲げる場合の調定及び支出の決定は、様式第46号による公金振替票によることができる。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）又は地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）の規定により、県税に係る還付金又は還付加算金を徴収金に充当又は委託納付する場合</p> <p>(2)～(6) (略)</p> | <p>(収支の振替)</p> <p>第90条 次の各号に掲げる場合の調定及び支出の決定は、様式第46号による公金振替票によることができる。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）又は<u>特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）若しくは地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の</u>地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）の規定により、県税に係る還付金又は還付加算金を徴収金に充当又は委託納付する場合</p> <p>(2)～(6) (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。